

政治資金規正法等の改正
(令和 6 年 6 月及び令和 6 年 12 月改正)
に伴う主な変更事項

政治資金規正法の改正（国会議員関係政治団体に関する改正）

1 政治資金監査の強化に関する事項

※令和8年1月1日から適用

(1) 国会議員政治団体の範囲の拡充

【新たに対象となる団体】

①政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる「政策研究団体」）

②国会議員政治団体以外の政治団体のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体

- 同一の国会議員関係政治団体（上記①を除く）から受けた寄附（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあってはその金額の合計）
- 同一の上記①に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附



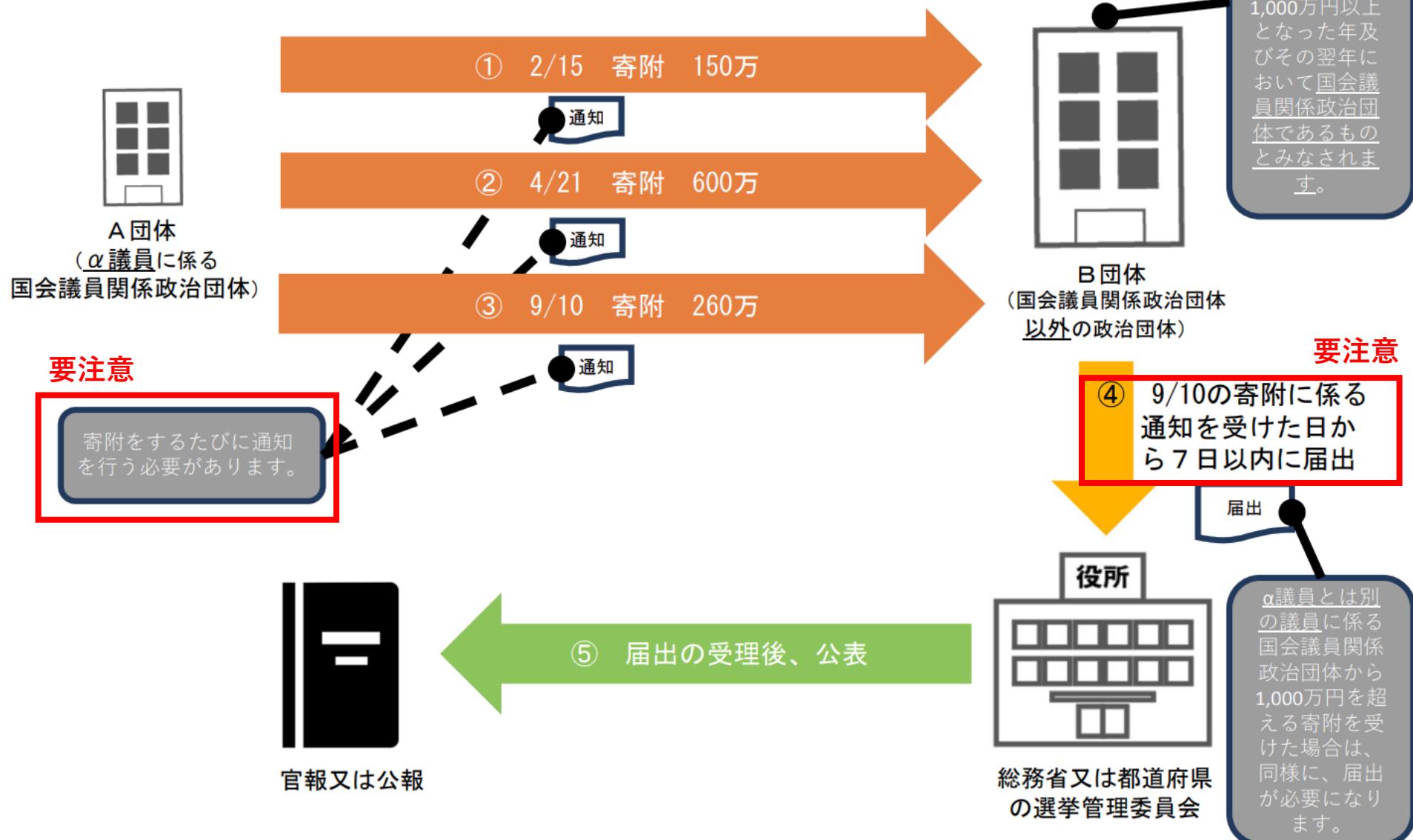
※国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、文書での通知が必要となった。

【通知の内容】

- 当該寄附が、国会議員関係政治団体からの寄附である旨
- 当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地
- 当該寄附をする国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名等

政治資金規正法の改正（国会議員関係政治団体に関する改正）

(参考例) 同一の国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額が1,000万円以上となる場合



政治資金規正法の改正（国会議員関係政治団体に関する改正）

（2）預貯金による政治資金の保管

国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券又は金銭信託によるものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管すること。

（3）翌年への繰越しの金額の確認等

※令和8年分収支報告書（令和9年提出分及び令和9年解散分収支報告書）から適用

- ①会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうか確認しなければならない。
- ②会計責任者は、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（差額説明書）を作成しなければならない。

2 代表者の責任強化等に関する事項

※令和8年1月1日から適用

（1）代表者による確認書制度

① 収支報告書の提出前

ア 代表者は、会計責任者を監督しなければならない。

イ 代表者は、隨時又は定期に、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていることを確認しなければならない。

会計帳簿には、収入および支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていることを確認しなければならない。

2 代表者の責任強化等に関する事項（続き）

※令和8年分収支報告書（解散分報告書を除く。）から適用

（1）代表者による確認書制度（続き）

② 収支報告書の提出時

ア 会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、代表者に対し、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければならない。

イ 代表者は、上記①イの確認及び②アの説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、会計責任者が法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければならない。

ウ 会計責任者は、収支報告書を提出するときは、代表者により交付された確認書を添付しなければならない。



（2）監督義務違反に対する罰則の強化

収支報告書の不記載又は虚偽記入があった場合等において、罰則が強化された。

政治資金規正法の改正（国会議員関係政治団体に関する改正※(2)除く）

3 収支報告書の公表に関する事項

※令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から適用

(1) 収支報告書等のオンライン提出の義務化

政党本部・政治資金団体又は国会議員関係政治団体に係る収支報告書等について、「政治資金関係・届出オンラインシステム」（後述）によるオンライン提出を義務化。

（参考）収支報告書等のオンライン提出の義務化・データベース（DB）を用いた公表の適用表

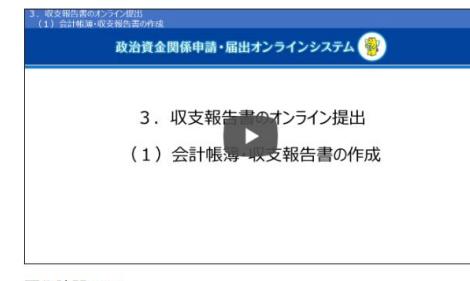
		令和7年定期分 (令和7年1月1日～12月31日) 収支報告書	令和8年定期分 (令和8年1月1日～12月31日) 収支報告書	令和9年定期分 (令和9年1月1日～12月31日) 収支報告書	令和10年定期分 (令和10年1月1日～12月31日) 収支報告書
政党 本部 ・ 政治 資金 団体	提出 期限	令和8年3月末 までに提出	令和9年3月末 までに提出	令和10年3月末 までに提出	令和11年3月末 までに提出
	提出 方法 ・ DB 公表	オンライン提出は 任意	オンライン提出義務 ・DB対象		
国会 議員 関係 政治 団体	提出 期限	令和8年5月末 までに提出	令和9年5月末 までに提出	令和10年5月末 までに提出	令和11年5月末 までに提出
	提出 方法 ・ DB 公表	オンライン提出 努力義務	オンライン提出義務 ・DB対象		
(参考) その他の 政治団体	提出 期限	令和8年3月末 までに提出	令和9年3月末 までに提出	令和10年3月末 までに提出	令和11年3月末 までに提出
	提出 方法 ・ DB 公表	オンライン提出は 任意	オンライン提出は 任意	オンライン提出は 任意	オンライン提出は 任意

政治資金関係申請・届出オンラインシステムとは

収支報告書や各種届出を、
インターネット上でいつでも提出する
ことができるオンラインシステムです。



「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」のサイト上では、利用方法等を動画で解説しています。



再生時間 5:37

(2) 個人寄附者等の個人情報の保護 ※国会議員関係政治団体以外にも適用

収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡
及び市町村の名称に係る部分に限って行うものとされた。

4 寄附・支出に関する事項

【令和8年1月1日から適用】

(1) 渡切りの方法による経費支出の禁止

政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によってはすることができない。

「渡切りの方法による経費の支出」とは一般論として以下の性格を有するものとされます。

- ①政治団体の役職構成員に対する支出
 - ②政治団体が決定した一定の活動に使用すべき義務を負うもの
 - ③支出を受けた者の責任及び計算において使用することができ、清算や返納が不要なもの
- ※実態に応じ各政治団体において判断いただくこととなります。

(2) 政党の選挙区支部に対する寄附をした場合の寄附金控除の特例等の適用除外等の措置

公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び特別控除の適用対象とならない。

【令和9年1月1日から適用】

(3) 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止

政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附は禁止。

(4) 外国人・外国法人等による政治活動に関する寄附の禁止

外国人・外国法人等であることについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることができない。
(従来から、寄附を受けることは禁止されています。)

5 政治資金パーティーに関する事項

【令和8年1月1日以後に開催・支払いされるものに適用】

(1) 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限

政治資金パーティーを開催する者は、**口座振込み以外の方法**によってされる政治資金パーティーの**対価の支払を受けることができない**。ただし、開催日に開催場所においてする対価の支払等については、口座への振込以外の方法によってすることができるとされ、この場合、遅滞なく開催者の預貯金口座へ預け入れること。

【令和9年1月1日以後に開催・支払いされるものに適用】

(2) 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引き下げ

	令和8年定期分 (令和8年1月1日～12月31日) 収支報告書	令和9年定期分以降の 収支報告書
令和8年12月31日以前に開催された 政治資金パーティーの対価に係る収入 (収受年は問わない)	20万円超	20万円超
令和9年1月1日以後に開催される 政治資金パーティーの対価に係る収入で 令和8年12月31日以前に収受されたもの	20万円超	—
令和9年1月1日以後に開催される 政治資金パーティーの対価に係る収入で 令和9年1月1日以後に収受されるもの	—	5万円超

(3) 外国人・外国法人による政治資金パーティーの対価の支払の禁止

- ①**外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。**
- ②**外国人・外国法人等であることを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。**
- ③**対価の支払を受けるときは、あらかじめ、支払いをする者に対し、外国人・外国法人等から対価の支払を受けることができない旨を書面により告知すること。**

ここまで、今回の改正における主だった内容を抜粋して記載しております。
詳細については、以下をご覧ください。

- ・「政治団体の手引き（令和7年11月）」
- ・「政治団体の手引き（国会議員関係団体に係る追補版）（令和7年11月）」
- ・総務省ホームページ
(総務省トップ>政策>選挙・政治資金制度>政治資金)